

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第
195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規
定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

記

別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後	
町(大字)	字	地 番	町(大字)	字
中之口		5 6 から 6 2 までの各一部	小古津新	
小古津新	境浦	1 0 3 9 の一部、2 4 2 2 の一部、2 4 2 3 の 1 の一部、 2 4 2 3 の 3 の一部、2 4 2 4、2 4 9 1 の 1、 2 4 9 1 の 4、2 4 9 2 の 1、2 4 9 2 の 3、2 4 9 3、 2 4 9 4 の 1、2 4 9 4 の 4、2 4 9 5、2 4 9 6、 2 4 9 7 の 1、2 4 9 7 の 3、2 5 0 0 の 1、 2 5 0 0 の 3、2 5 0 1、2 5 0 2、2 5 0 3 の 1、 2 5 0 3 の 2、2 5 0 3 の 4、2 5 0 4 の 1、 2 5 0 4 の 3、2 5 0 4 の 4、2 5 0 5 の 1 から 2 5 0 5 の 3 まで、2 5 0 6 の 1 の一部、 2 5 0 7 の 1 の一部、2 5 0 8 の 1 の一部、 2 5 1 0 の 1 の一部、2 5 1 0 の 3、2 5 1 1 の 1、 2 5 1 1 の 3、2 5 1 2 の 1、2 5 1 2 の 3、 2 5 1 3 の 1 から 2 5 1 3 の 3 まで		

及び当該変更に伴う公有地を含む

【備考】

- ・変更後は、大字名のみになります。
- ・地番は、換地処分により新たな地番となります。

字変更を必要とした理由

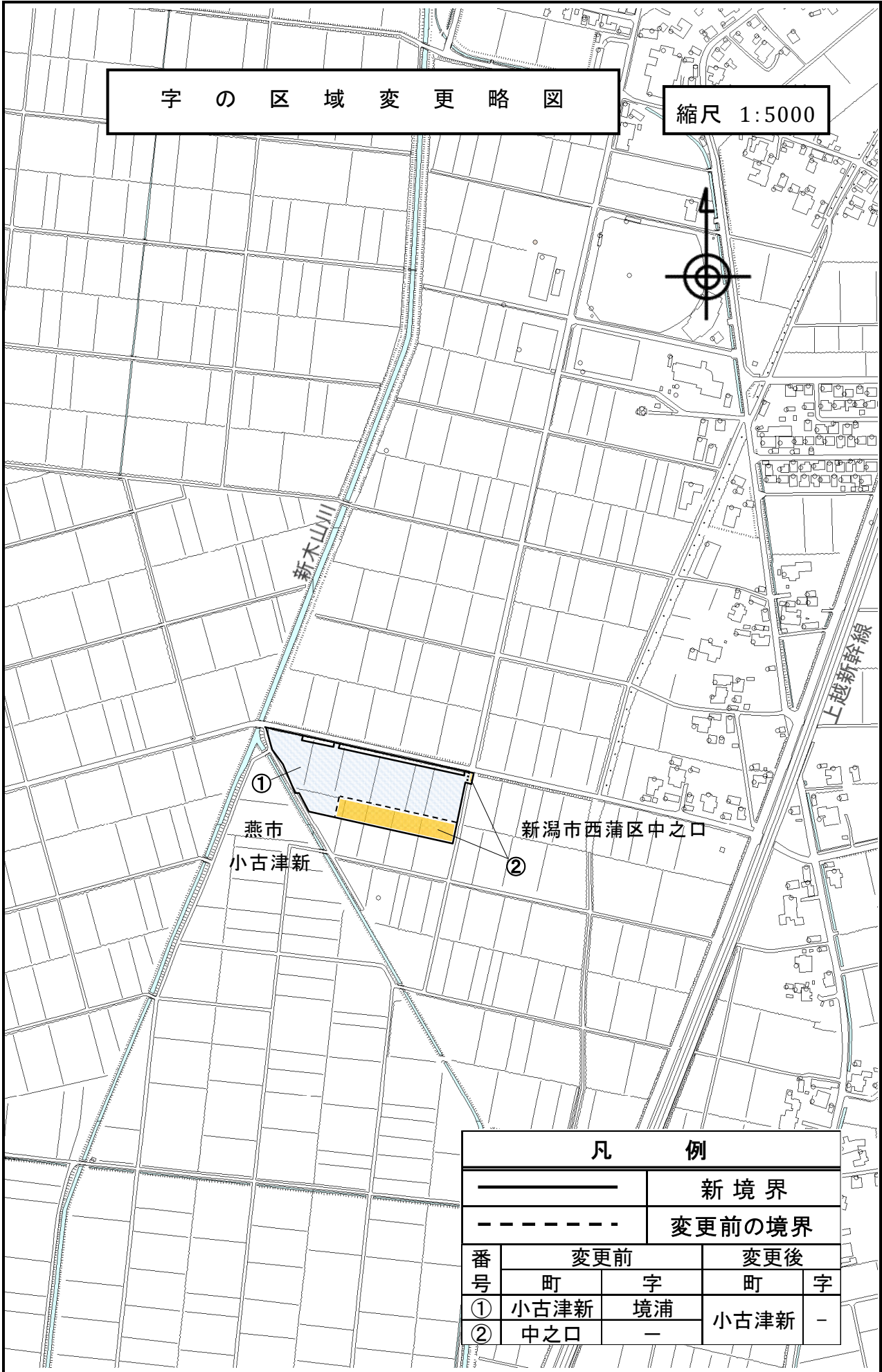
下記土地改良事業の施行により、当市の区域内の字を変更し整理するものである。

記

1. 事業名 経営体育成基盤整備事業
2. 事業主体 新潟県
3. 地区名 小吉地区
4. 換地処分予定年月 平成31年8月

字の区域変更略図

縮尺 1:5000



①
燕市
小古津新

②
新潟市西蒲区中之口

凡 例				
—————		新境界		
-----		変更前の境界		
番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	小古津新	境浦	小古津新	-
②	中之口	-	小古津新	-